

2013(平成25)年度 法学既修者入学試験問題(8月試験)

民法

(120分, 総点150点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は, 表紙をふくめて4ページで, 問題は3問ある。
2. 解答用紙は3枚配布する。解答は解答用紙に記入し, 解答の末尾には, 「以上」と明記すること。また, 用紙が不足した場合には, 追加の用紙を配布するので, 挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として, 白紙を1枚配布する。ただし, 下書き用紙の提出は認めないので, 必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号, 氏名記入は, 監督者の指示によること。また, 「管理番号」欄は, 大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には, 応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお, 試験中の発病等やむを得ない場合には, 挙手により監督者に知らせ, その指示に従うこと。
7. 試験終了後は, 監督者の指示があるまで, 各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は, 各自で持ち帰ること。

第1問

Xは、平成23年12月1日、Aから甲土地を購入したが、甲土地は公道に面する間口が狭かった。そこで、公道に面する間口を広げるために、同24年4月1日、Bから本件土地を購入し、同日付で所有権移転登記を了した。

他方、本件土地は、隣接する乙土地の前所有者Cが平成元年4月1日から乙土地への専用進入路として所有の意思をもって利用し始めていた。そして、同14年9月1日、Yは、Cから乙土地を買い受けると同時に所有の意思をもって乙土地に対する専用進入路として本件土地を利用し始めた。また、Yは、平成15年8月ころ、本件土地をコンクリート舗装し、以後現在に至るまで利用している。なお、乙土地は公道に面しており、いわゆる袋地ではない。

XがYに対して本件土地がXの所有であることを主張し、本件土地内のコンクリート舗装の撤去を求めた。このようなXの主張及び請求が認められるか。(50点)

第2問

以下の各問に答えなさい。

- (1) Aは、自転車屋を個人経営しており、Bに対して中古自転車を売却し、代金の支払いを受けたが、Bの都合で自転車の引渡しは1週間後ということにした。Aは、善管注意義務を尽くしてその自転車を自分の倉庫に保管していたところ(民法 400 条)、売買契約から3日後の夜、Cによる飲酒運転の車がこの倉庫に突っ込んできたため、Bに売却した自転車も破損してしまった。Aは、売買契約から1週間後に自転車を引き取りに来たBに対して、破損した自転車を引渡すことによって債務を履行したことになるか。また、Bは、自転車の修理費用を自己負担しなければならないか。 (20点)
- (2) Aは、Bにある植物の葉を売却したが、Aの手配違いのため履行期に引渡すことができなかった。その半年後、その植物の葉は、禁止薬物の成分を含有しているとして取引禁止商品に指定された。AはBに対してどのような責任を負うか。 (15点)
- (3) AがBに対して1,000万円の債権を有していた。Aが死亡した後、Aの父親CがBにこの債権についての借用証書を示し、自分が相続人であるので支払ってもらいたいと請求してきた。そこで、BはCに債務を支払った。しかし、のちに、Aには隠れた子Dのいることが明らかになった。その結果、Cは相続人でなかったことになる。この場合に、BはDにさらに1,000万円を支払わなければならないか。 (15点)

第3問

Pが死亡して相続が開始した。Pの妻QはP死亡の1年前に死亡していた。Pの相続人はいずれも子であるX、Y、Zである。Pが遺した分割対象遺産の総額は6,000万円であった。ところが、Pは、A保険会社との間に下記の内容の終身保険契約を締結していた。

記

被保険者	被相続人P
保険金受取人	子であるX
生命保険金	5,000万円

なお、上記生命保険金の掛金は月10万円であり、Pは死亡までの間に10年間分の掛金の支払いを終わっていた。ところで、死亡前のP・Q夫婦は長男であるX夫婦と同居しており、Xの妻Bが、病身であったQを約5年間にわたって介護し、Q死亡後は気落ちして床に就いてしまったPの世話もしていたという事情も認められた。また、Y、Zは、いずれも配偶者を得て遠隔地に居住していたが、もとより実家とのつながりは保たれており、それぞれ孫を連れて年に1度か2度は実家に帰ってきていた。

上記の事例において、Pの遺産分割審判の際に、Xが受け取った上記生命保険金5,000万円は遺産分割の対象になるか、Xの特別受益になるか、それともいずれでもなく単なるXの固有財産になるかについて論じなさい。(50点)